

助成金交付手続きに係る注意事項について

貴重な財源である補助金について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「富山県補助金等交付規則」に基づき、適正に処理する必要があります。

さらに「運輸事業の振興の助成に関する法律」の施行に伴い、助成金の執行にあたっては、これまで以上に透明性や適切性が求められています。後日、関係書類の提出を求められる場合がありますので、補助金の性質をご理解いただき、助成金交付手続きに関する書類の整理・保存を徹底していただきますようお願い申し上げます。

■ 助成金全般、予算の管理等について

- ・ 助成対象者は、定款第5条第1号で規定する正会員であって、会費の未納が無い方です。ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車保有していない場合は対象としません。
- ・ 提出書類等については如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないで下さい。万一、不正行為が発覚した場合は、法や規程類に則り、助成金の返還を求める等厳正に対処いたします。
- ・ 助成金の執行状況等を把握するため、事前申請が必要な助成金が多くあります。事前申請が必要な助成金で、事前に申請されず、申請書等を実績報告書と併せて提出された場合には、助成金を交付できませんので、必ず事前に申請していただきますようお願いいたします。
- ・ 各助成事業の申請総額が、各予算額を超過した場合には、取り下げがあった場合の受付に切り替えて申請受付を行います。※申請状況は、随時ホームページ上で公表します。
- ・ 承認書を受け取られた後、速やかに、対象装置（機器）の発注及び受講手続き等を行って下さい。やむを得ない事由により、導入や受講を取り止めた場合は、当該助成金に係る取り下げ手続きを行って下さい。
- ・ 予算の枠取りと判断された場合や、実績報告書の提出期限になっても書類が提出されなかった場合で、取り下げ手続きが適正に行われなかった場合は、翌年度以降、全ての助成金に係る申請受付を行わない措置を取らせていただきます。

■ 申請・実績報告手続きについて

- ・ 申請書・実績報告書（助成金交付請求書）には、原則として会員名簿に登載している県内の主たる連絡先の会社名、代表者名、住所での記入及び捺印をお願いします。
- ・ 捨印、訂正印、修正液・修正テープ等による助成金請求金額の訂正はできません。お手数ですが、申請用紙等を再度作成していただきますようお願いいたします。
- ・ 各助成事業の交付要綱で、導入（取得）及び支払期限（例：令和4年2月20日まで）や、実績報告書の提出期限（例：令和4年2月28日まで）を定めています。交付要綱で定める期限以降に導入（取得）した場合や実績報告書を提出された場合には、助成金を交付できませんので、期限を遵守していただきますようお願いいたします。※助成対象装置（機器）を新車に装着して導入する場合は、自動車検査証備考欄に記載の新規登録年月日を、導入年月日として取扱います。

- ・ 実績報告書は、装着日（取得日）か支払日のいずれか遅い日から30日以内または各要綱で定める提出期限のいずれか早い日までに提出していただく必要があります。期日までに提出されない場合、助成金が交付されない場合があります。

■ 請求書等について

- ・ 助成事業によっては、対象となる装置（機器）の型式等を指定しているものがあります。請求書等に型式等が明記されていない場合は、型式等が確認できないため、別途書類を提出いただくことになります。購入先等には、事前にその旨をお伝えいただき、必ず請求書等に型式等が明記されるよう依頼して下さい。

■ 領収証等について

- ・ 助成金の交付を受けるためには、支払いを確認できる書類（領収証もしくは振込金受取書）が必要です。ただし、インターネットバンキングで振込されるケースが増えており、振込先・振込金額・振込指定日が確認でき、かつ、振込指定日に引き落としが確認できる書類（入金明細書等）が提出された場合は、支払いを確認できる書類に代えることができます。
- ・ クレジットカードでの支払いは助成対象となりません。
- ・ 手形で支払う場合は、決済期日が、該当する助成金交付要綱に定める支払期日までに決済されることが必要です。決済されたことを証明する書類（手形番号や決済期日が記載された手形控え、当座勘定照合表）を提出いただいた後に助成金を交付します。

■ リースに係る手続きについて

- ・ 助成事業によっては、リースによる導入の場合も助成対象となりますが、助成対象となるリースは「ファイナンス・リース」です。「オペレーティング・リース」は対象外です。リース会計基準では「ファイナンス・リース」とはリース期間途中で解約ができない取引で、借り手が、物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すると定義されており、「オペレーティング・リース」はそれ以外の取引とされています。

具体的には、原則としてリース物件の所有権が移転しないことが明らかで、「リース料から金利等を控除した額が物件購入価額の90%未満」と「解約不能リース期間が物件耐用年数の75%未満」の両方を満たすリースは「オペレーティング・リース」となります。「ファイナンス・リース」の判定には計算を要しますので、契約前に必ずリース会社にご確認下さい。

- ・ リースによる導入の場合、リース契約書（約款含む）を提出いただきますが、契約書で装置（機器）の明細や・型式、自動車登録番号・車台番号等が確認できない場合は、別に自動車検収完了証やリース物件借受証、付属品明細書等を提出していただくこととなります。

■ 割賦販売・割賦リースについて

- ・ 年度を越えて決済される割賦販売（延払）及び割賦リース（リース会社が行う割賦販売）において助成対象装置等を導入する場合（新車購入時含む。）は助成対象となりません。

■ 取得財産処分の制限について

- ・ 助成金によって導入（取得）した財産等には処分制限期間がありますので、各交付要綱を熟読していただき、交付の要件や手続き上の制約などを充分にご理解下さい。